

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省令〕

- 非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（総務五八）
- 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同五九）
- 税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とイスラム・イスラム共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務二二二）
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四四、一四五）
- 道路に関する件（財務・農林水産一四）
- 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（同一五）

- 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一六）
- 農業近代化資金金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産九五三）
- 漁業近代化資金金融通法施行規程の一部を改正する件（同九五四）
- 農業經營基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同九五五）
- 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第十六条第一項の規定に基づく登録認証機関を登録する件（国土交通四七〇）

〔国会事項〕

内閣

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

六 令和七年度技術士第二次試験の試験会場（文部科学省）

五 日本国に帰化を許可する件
(法務省告示配四三)

〔資料〕

四 令和七年四月中国際收支状況（速報）
(財務省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

八 特定保険募集人の所在の確知等、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行の手続に関する意見聴取会関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明
関係

会社その他

省

令

○総務省令第五十八号

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第五条ただし書の規定に基づき、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十八日

総務大臣 村上誠一郎

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第二百十号）の一部を次のように改正する。）

第一次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
（損害補償のうち休業補償を行わない場合）	（損害補償のうち休業補償を行わない場合）
第一条 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第五条ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。	第一条 同上
一 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、若しくは留置施設に留置され拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、若しくは留置施設に留置され拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合	（損害補償のうち休業補償を行わない場合）

（非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令（令和七年総務省令第二百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

〔1 略〕 附則 (経過措置)	〔1 同上〕 附則 (経過措置)
2 この省令の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十一年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十五条（以下この項において「禁錮」という。）に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置される場合、この省令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第一条第一号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。	2 この省令の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十一年法律第四十五号）第十六条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、この省令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第一条第一号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。
備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 表中の「」の記載は注記である。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

○総務省令第五十九号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十八日

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省

令の一部を改正する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(業務方法書の記載事項)	
第一条の三 機構の行う業務（機構法第十四条第一項第一号に掲げる業務及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）附則第三条第二項に規定する出資継続業務（以下「特定業務」という。）を除く。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	〔一～十八 略〕
二十九 機構法第十四条第三項に規定するサバーチュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）第三十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による事務に関する事項	〔十九～二十二 同上〕
二十九～二十三 略	〔十九～二十一 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

法規的告示

○財務省告示第十四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同

条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十八日

財務大臣 加藤勝信

農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とる。	一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分五厘とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分九厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘とする。

二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償 還 期 限	利 率	償 還 期 限	利 率
五年以下	年一分五毛	五年以下	年一分五毛
五年を超えて七年以下	年一分一厘五毛	五年を超えて七年以下	年一分一厘五毛
七年を超えて九年以下	年一分二厘五毛	七年を超えて九年以下	年一分一厘五毛
九年を超えて十年以下	年一分三厘五毛	九年を超えて十年以下	年一分一厘五毛

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣が定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

附
則

1 この告示は、公布の日から施行する。

この告示の施行前に株式会社日本政策金利の利率については、なお従前の例による

○財務省告示第十五号
農林水産省告示第十五号
農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

	改	正	後
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。			
	改	正	前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・〇五パーセントを超える場合は、年三・〇五パーセント）により計算した金額のものとする。			

○農林水産省告示第十六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則		改	正	後	改	正	前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・〇五パーセントを超える場合は、年三・〇五パーセント）により計算した金額のものとする。						

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百五十三号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第一条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十八日

この表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則		改	正	後	改	正	前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分以内となる資本は、年三分二厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分八厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分八厘以内となる資本は、年三分五毛とする。						

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第一条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百五十四号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一項を次のように改正する。

令和七年六月十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(貸付利率の上限)		改	正	後	(貸付利率の上限)		改	正	前
第七条 法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同一の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	第七条 法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同一の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	年二分	年二分	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	年一分八厘	年一分八厘
二 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	二 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分	年二分	三 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	三 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘	年一分八厘	四 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	四 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）
五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分	年二分	五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘	年一分八厘	五 令第二条の表の第四号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	五 令第二条の表の第四号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）

(貸付利率の上限)		改	正	後	(貸付利率の上限)		改	正	前
第七条 法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同一の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	第七条 法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同一の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	年二分	年二分	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	年一分八厘	年一分八厘
二 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	二 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分	年二分	三 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	三 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘	年一分八厘	四 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	四 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）
五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分	年二分	五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘	年一分八厘	五 令第二条の表の第四号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	五 令第二条の表の第四号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）

(貸付利率の上限)		改	正	後	(貸付利率の上限)		改	正	前
第七条 法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同一の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	第七条 法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同一の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	年二分	年二分	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の渔船の建造若しくは取得又は改造後の渔船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその渔船の改造に必要な資金	年一分八厘	年一分八厘
二 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	二 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分	年二分	三 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	三 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘	年一分八厘	四 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	四 令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）
五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分	年二分	五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	五 令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘	年一分八厘	五 令第二条の表の第四号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	五 令第二条の表の第四号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）

附則		この告示は、公布の日から施行する。	
		この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第三条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。	
○農林水産省告示第九百五十五号		農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。	
令和七年六月十八日	農林水産大臣 小泉進次郎	次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。	
改 正 後		改 正 前	
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。		農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分八厘とす	
この告示は、公布の日から施行する。		この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。	

一	登録年月日	令和七年六月十八日	国土交通大臣	中野	洋昌
二	登録番号	第一号	公益社団法人	全国宅地擁壁技術協会	
三	氏名又は名称		法人	全国宅地擁壁技術協会	
四	住所	東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六	会長	永吉哲郎	
五	法人である場合の代表者の氏名	木村孝	専務理事	木村孝	
六	法人である場合の認証事務を行ふ役員の氏名		認証事務を行ふ事務所の名称	公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会	
七	認証事務を行ふ事務所の所在地	東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号	認証事務を行ふ事務所の所在地	東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号	
八	認証事務を行ふ事務所の所在地	東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号	認証事務を行ふ事務所の所在地	東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号	
九	認証事務を開始する年月日	令和七年六月十九日	認証事務を開始する年月日	令和七年六月十九日	

その他告示

○外務省告示第二百二十一号

令和三年八月二十二日にテヘランで、税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和七年六月十八日に効力を生じた。

(a) 「税関当局」とは、日本国においては財務省をいい、イラン・イスラム共和国においてはイラン・イスラム共和国税庁をいう。

(b) 「関税法令」とは、税関当局が運用し、及び執行する法令であつて、物品の輸入、輸出、通過、蔵置及び移動を規律し、並びにその他税関手続の管理下に物品を置くことを規律するもの（税関当局の権限に属する物品の禁止、制限又は規制の措置を含む。）をいう。

(c) 「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいふ。

(d) 「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をい

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する閣税協力理事会の勧告を考慮して、次のとおり協定した。

物質、向精神薬、武器、爆発物、化学物質、生物質及び核物質の不正取引が公衆衛生及び社会に害を及ぼすことを考慮し、

関税その他の輸出入に際し徵収される税の正確な査定を確保すること並びに税関当局による禁止、制限及び規制措置の適正な執行を確保することの重要性を考慮し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定を考慮し、関税法令違反に対する行動を両税関当局間の協力によって一層効果的なものとし得ることを確信し、

(e) 「情報」とは、両締約国政府のデータ、文書、報告その他の情報をいう。

(f) 「職員」とは、税関職員又は税関当局によって指定された他の政府職員をいう。

(g) 「者」とは、自然人又は法人をいう。

(h) 「被要請当局」とは、支援を要請された税關当局をいう。

(i) 「要請当局」とは、支援を要請する税關当局をいう。

第二条 協定の適用範囲

1 両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び処置するため、この協定の規定に従つて、それぞれの税関当局を通じて相互に支援を行う。

2 両締約国政府は、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のため、それぞれの税関当局を通じて協同の努力を払う。

3 この協定は、両締約国政府により、それぞれの国において施行されている法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

4 この協定は、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第三条 相互支援

1 両税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び処置することに寄与する情報の交換を通じて相互に支援を行う。

2 一方の税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、他方の税関当局の国の関税領域における関税法令違反となるおそれがある行為に関する利用可能な情報を当該他方の税関当局に提供する。

3 一方の税関当局は、利用可能な情報が他方の税関当局の国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与える重大な関税法令違反に関連するものであると認められる場合において、必要と認めるときは、当該他方の税関当局に對して当該情報を提供する。

4 被要請当局は、要請に基づく要請当局に対して次の情報を提供する。

(a) 当該要請当局の国の関税領域に輸入された物品が、当該被要請当局の国の関税領域から適法に輸出されたか否か。

(b) 当該要請当局の国の関税領域から輸入された物品が、当該被要請当局の国の関税領域に適法に輸入されたか否か。

第四条 要請に基づく支援

1 被要請当局は、要請に基づく支援として次の情報を提供する。

(a) 当該要請当局の国の関税領域に輸入された物品が、当該被要請当局の国の関税領域から適法に輸出されたか否か。

(b) 当該要請当局の国の関税領域から輸入された物品が、当該被要請当局の国の関税領域に適法に輸入されたか否か。

第五条 特別な監視

1 被要請当局は、要請に基づき、自らの利用可能な資源の範囲内で、次のものについて特別な監視を行い、及び要請当局に対し情報を提供する。

(a) 当該要請当局の国の関税領域における関税法令違反を行った、又は行おうとしていることが当該要請当局によって知られ、又は疑わされている者（特に当該被要請当局の国の関税領域に出入りする者）

(b) 当該要請当局の国の関税領域に向けた不正取引の対象である疑いがあると当該要請当局によって通知された輸送中又は戻置中の物品

(c) 当該要請当局の国の関税領域における関税法令違反の行為のために使用された、又は使用されようとしていることが当該要請当局によつて知られ、又は疑わされている輸送手段

(d) 当該要請当局の国の関税領域における関税書面によつて行う。当該要請には、その実施のためには有益であると認められる情報を添付する。事態の緊急性が必要とする場合には、口頭による要請も、行われ、及び受理されることができる。ただし、当該口頭による要請は、速やかに書面によつて確認されるものとする。

2 1の規定に基づく支援の要請には、次の情報を含めるものとする。

(a) 要請当局

(b) 要請に関連する手続の種類

(c) 要請の目的及び理由

(d) 判明している場合には、要請に関係する者の氏名又は名称及び住所

(e) 檢討されている事案の簡潔な説明及び関連する法的要素

(c) 一方の税関当局の国の関税領域を通過し、他方の税関当局の国の関税領域に向かう物品が、適法に通過したか否か。

2 要請に基づき、1の規定に従つて提供される情報には、当該要請の対象である物品の通関のため用いた税関手続を含める。

第七条 被要請当局の国の関税領域における要請当局の職員の立会い

1 被要請当局は、自国の関税領域において自己が行う質問に要請当局の職員が立ち会うことを認めることができる。

2 要請当局の職員による被要請当局の国の関税領域における立会いは、専ら助言的な立場によるものとし、当該被要請当局が定める条件に従う。

3 要請当局の職員は、被要請当局の国の関税領域に所在するときは、当該被要請当局の同意及び当該被要請当局が課する条件の下で、次のことを行つことができる。

(a) 当該被要請当局の官署において、当該被要請当局の職員を通じて文書、記録その他関連するデータを閲覧すること。

(b) 文書、記録その他関連するデータを複写すること。

4 要請当局の職員は、被要請当局の国の関税領域に所在するときは、身分証明書及び公的資格の証拠をいつでも提示することができるようにならなければならない。当該職員は、制服を着用してはならず、また、武器を携行してはならない。当該職員は、自分が行ういかなる違反についても責任を負う。当該職員は、当該被要請当局の国内法令の範囲内で、当該被要請当局の職員に与えられている保護と同一の保護を享受する。

第六条 支援の要請の形式及び内容

1 この協定に基づく支援の要請は、英語による書面によつて行う。当該要請には、その実施のために有益であると認められる情報を添付する。事態の緊急性が必要とする場合には、口頭による要請も、行われ、及び受理されることができる。ただし、当該口頭による要請は、速やかに書面によつて確認されるものとする。

2 1の規定に基づく支援の要請には、次の情報を含めるものとする。

(a) 要請当局

(b) 要請に関連する手続の種類

(c) 要請の目的及び理由

(d) 判明している場合には、要請に関係する者の氏名又は名称及び住所

(e) 檢討されている事案の簡潔な説明及び関連する法的要素

第九条 刑事手続

1 この協定に従つて一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において1に規定する情報を使用することを希望する場合は、当該一方の締約国政府の税関当局は、当該情報は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において当該他方の締約国政府によって使用されることはならない。

2 1の規定に従つて一方の締約国政府が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において1に規定する情報を使用することを希望する場合は、当該一方の締約国政府の税関当局は、当該情報は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において当該他方の締約国政府によって使用されることはならない。

3 2の規定に従つて他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得ることを希望する税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、情報を提供した税関当局に対し、当該同意を得るために有益であると認められる関連情報を提供することができる。

4 この条のいかなる規定も、一方の締約国政府が、外交上の経路又は他方の締約国政府の法令に定める経路を通じて当該他方の締約国政府に對して情報を要請することを妨げるものではない。

第八条 情報の使用及び密性

1 この協定に従つて受領した情報は、第二条1に定める目的のためにのみ使用される。当該情報は、当該情報を持った税関当局が他の機関による使用を明示的に書面で承認した場合を除くほか、当該他の機関に伝達してはならない。

2 1の規定に基づく支援の要請には、次の情報を含めるものとする。

(a) 要請当局

(b) 要請に関連する手続の種類

(c) 要請の目的及び理由

(d) 判明している場合には、要請に関係する者の氏名又は名称及び住所

(e) 檢討されている事案の簡潔な説明及び関連する法的要素

3 1の規定に従つて受領した情報は、第二条1に定める目的のためにのみ使用される。当該情報は、当該情報を持った税関当局が他の機関による使用を明示的に書面で承認した場合を除くほか、当該他の機関に伝達してはならない。

4 この条のいかなる規定も、一方の締約国政府が、外交上の経路又は他方の締約国政府の法令に定める経路を通じて当該他方の締約国政府に對して情報を要請することを妨げるものではない。

第十条 例外

1 被要請当局の締約国政府は、この協定に基づく支援が自国の主権、安全、公共政策その他の重要な利益を侵害し、又は自国の関税領域における産業上、商業上若しくは職業上の秘密に関する侵害を伴うこととなると考へる場合には、要請された支援を拒否し、若しくは保留し、又は一定の条件若しくは要件を課すことができるとする。

2 要請当局は、被要請当局から同様の要請を受けたならば実施することができないであろう場合に、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請の実施は、当該被要請当局の裁量に委ねられる。

3 被要請当局は、支援が現に行われている調査（関連する法執行機関による捜査を含む）、訴追又は司法上の手続を妨げることとなることを理由として、その支援を保留することができる。

この場合において、当該被要請当局は、自分が必要とする条件に従つて支援を行うことが可能かどうか決定するために要請当局と協議する。

第十一条 技術協力

両税関当局は、必要かつ適当な場合には、新たな税関手続並びに取締りのための装置及び手法に関する研究、開発及び試験、税關職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第十二条 要請の実施

1 被要請当局は、この協定に基づいて要請された支援を実施することができない場合には、要請当局に対し、その旨を速やかに通報し、及び当該要請を拒否し、又は延期する理由を記した書面を提供する。当該書面には、当該要請当局が当該要請を更行うために有益となり得る関連情報を添付することができる。

3 被要請当局は、要請された支援を実施する適當な機関ではない場合には、その要請を適當な機関へ速やかに転送することができる。ただし、当該機関は、その要請に応ずる義務を負わない。

第十三条 費用

1 この協定を実施するに当たつて必要となる費用については、それぞれの締約国政府が負担する。

2 要請された支援を実施するために高額な又は特別な性質の費用を必要とする場合には、両締約国政府は、当該要請された支援を実施する条件及び当該費用を負担する方法を決定するため協議する。

第十四条 協定の実施

1 この協定の解釈又は実施に関する全ての問題又は紛争は、両締約国政府間の協議によつて解決する。

2 この協定を実施するための詳細な取決めは、必要に応じて、両締約国政府の税関当局の間で作成される。

第十五条 効力発生

両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を、外交上の経路を通じて、書面により相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいづれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十六条 終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて、他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができ。その終了は、当該他方の締約国政府に対して終了の通告を行つた日から九十日で効力を生ずる。

2 終了の時に現に行われている支援は、この協定に従つて完了されるものとする。

第十七条 地理的適用

この協定は、両国の関税領域について適用する。

第十八条 見直し

1 両締約国政府は、要請に基づき、この協定を見直すため会合することができる。

2 両締約国政府は、外交上の経路を通じて、書面による相互の合意により、いつでもこの協定を改正することができる。改正は、第十五条に定める条件と同様の条件に従つて効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正規に委任を受けてこの協定に署名した。

令和三年八月二十二日（イラン暦千四百年モルダード月三十一日及び二千二十一年八月二十二日）にテヘランで、ひとしく正文である。

日本語、ペルシャ語及び英語により本書二通を作成した。解釈がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
相川一俊

イラン・イスラム共和国政府のために
マフディ・ミールアシュラフィ

○防衛省告示第百四十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月十八日

防衛大臣 中谷 元

令和七年六月二十四日（予備、同月二十日）にテヘランで、ひとしく正文である。

日本国政府のために
相川一俊

イラン・イスラム共和国政府のために
マフディ・ミールアシュラフィ

令和七年六月二十四日（予備、同月二十日）にテヘランで、ひとしく正文である。

日本国政府のために
相川一俊

</div

国会事項

衆議院

議案提出

児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案
（大西健介外十二名提出）

保育等従業者の人材確保のための待遇の改善等
に関する特別措置法案（早稲田ゆき外十三名提出）

児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案
（大西健介外十二名提出）

児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案
（大西健介外十二名提出）

鉛製給水管に関する質問主意書
ミニマム・アクセス米と国内消費量等に関する質問主意書
スルガ銀行による投資用アパート・マンション

不正融資問題に関する質問主意書
感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問主意書

インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問主意書
忘られる権利の制度的整備に関する質問主意書

外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問主意書
推し心を利用する悪質ホスト対策に関する質問主意書

保険適用が困難な子どもの歯科矯正診療に関する質問主意書
推し心を利用する悪質ホスト対策に関する質問主意書

外國人の所有する国内不動産に対する課税に関する質問主意書
外国人の所有する国内不動産に対する課税に関する質問主意書

尖閣諸島周辺海域における海洋資源開発に関する質問主意書
花粉症対策に関する質問主意書

大阪・関西万博会場のガス濃度測定に関する質問主意書
重度身心障害者及びひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対するペナルティを全廃すべきことに関する質問主意書

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第五二号）

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五三号）

内閣委員会に付託

質問主意書転送

六月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問主意書（浜田聰提出）第一五五号

血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問主意書（浜田聰提出）第一五六号

南海トラフ地震臨時情報制度の運用による社会不安の扇動及び米価変動等の経済的影響に関する質問主意書（浜田聰提出）第一五七号

衆議院議員の後援会関係者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に関する質問主意書（浜田聰提出）第一五八号

政府職員の公用マイレージに関する質問主意書（浜田聰提出）第一五九号

アンケート調査に係る信頼性確保及び報道の在り方に関する質問主意書（浜田聰提出）第一六〇号

田聰（第一六一号）

法務局人権擁護部の人権感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の実態に関する質問主意書（浜田聰提出）第一六二号

中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問主意書（浜田聰提出）第一六三号

科学的評価が否定的である肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに関する質問主意書（浜田聰提出）第一六四号

公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問主意書（浜田聰提出）第一六五号

公用車のカーナビに係るNHK受信契約の在り方に関する質問主意書（浜田聰提出）第一六六号

外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問主意書（浜田聰提出）第一六七号

内閣総理大臣石破茂は六月十五日カナダ国へ出張のため出発した。

（文部科学省大臣官房付）文部

（科学事務官）高橋一郎

（内閣事務官）内閣官房内閣参考官（内閣官房副長）官補付の併任を解除する（六月十六日）

（内閣事務官）内閣官房内閣参考官（内閣官房副長）官補付の併任を解除する（六月十六日）

（内閣事務官）内閣官房内閣参考官（内閣官房副長）官補付の併任を解除する（六月十六日）

（内閣事務官）内閣官房内閣参考官（内閣官房副長）官補付の併任を解除する（六月十六日）

福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問主意書（浜田聰提出）第一六八号

福社用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問主意書（浜田聰提出）第一六九号

公用パソコン内の不適切な私用データの法的取り扱いに関する質問主意書（浜田聰提出）第一七〇号

相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問主意書（浜田聰提出）第一七一号

「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問主意書（浜田聰提出）第一七二号

相談支援制度の構造的課題に関する質問主意書（浜田聰提出）第一七三号

補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問主意書（浜田聰提出）第一七四号

政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問主意書（浜田聰提出）第一七五号

政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問主意書（浜田聰提出）第一七六号

日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問主意書（浜田聰提出）第一七七号

原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問主意書（山本太郎提出）第一七八号

日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問主意書（浜田聰提出）第一七九号

消費減税の実施に要する期間に関する質問主意書（山本太郎提出）第一七七号

原子力規制庁における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問主意書（浜田聰提出）第一七九号

（内閣事務官）内閣官房内閣参考官（内閣官房副長）官補付の併任を解除する（六月十六日）

（内閣事務官）内閣官房内閣参考官（内閣官房副長）官補付

住所 川崎市中原区
黄志偉 昭和60年9月10日生
住所 川崎市幸区
陳柏勳 平成2年7月30日生
住所 大阪市鶴見区
鄭兆庭 平成3年1月30日生
住所 東京都練馬区
林志軒 平成4年10月17日生
住所 東京都北区
王信閔 昭和61年10月9日生
住所 岐阜県羽島郡岐南町
崔聖枝 昭和63年9月9日生
崔智光 平成元年11月18日生
住所 愛知県丹羽郡大口町
白振佑 平成19年12月25日生
住所 愛知県岩倉市
フ・ユ・コ・アウン 平成9年2月9日生
住所 東京都中野区
段純豪 平成4年9月20日生
住所 東京都新宿区
吳威蔚 平成5年9月26日生
住所 東京都荒川区
林千尋 平成8年1月9日生
住所 東京都港区
イブラヒム・アル・アフマド 平成2年4月18日生
住所 茨城県土浦市
董貴嘉 平成25年7月13日生
住所 茨城県ひたちなか市
湯小雨 昭和63年7月5日生
住所 横浜市保土ヶ谷区
安香穂 昭和63年11月26日生
住所 東京都杉並区
周衛紅 昭和44年1月11日生
住所 奈良県大和郡山市
金均星 平成5年11月23日生
住所 埼玉県戸田市
蘭振振 昭和59年3月11日生
住所 群馬県邑楽郡大泉町
レアンドロ・ゲデス・ウミジ 昭和63年4月14日生
住所 長野県上伊那郡辰野町
ナラ・ボルティリオ・メリッサ・ユミコ 令和元年8月22日生
住所 長野県佐久市
アリサ・ジャコブ・ウマレ 平成18年11月9日生
住所 東京都大田区
マニシャ・チャトリ 平成10年5月9日生
住所 岐阜市
牟類依 昭和63年10月16日生

住所 福島県南相馬市
金亮希 昭和44年10月8日生
住所 長野県北佐久郡軽井沢町
ホームカドヨーン・ラタナポン 昭和47年6月27日生
住所 東京都足立区
陳侃 平成2年2月11日生
徐芸 平成3年2月17日生
陳潤美 令和5年1月23日生
住所 東京都小平市
クラリッサ・ウォロウ 平成9年3月28日生
住所 東京都小金井市
ウイーラワルダナ・パティランネヘラーゲー・アーシャ・ナヨミ 平成5年6月12日生
住所 島根県出雲市
孟翔宇 平成8年8月9日生
住所 北九州市八幡東区
趙君子 昭和27年9月24日生
住所 東京都足立区
陸国銘 平成元年11月14日生
住所 東京都世田谷区
エリザベス・ビリエガス・イケダ 昭和40年4月20日生
住所 愛知県豊田市
ホザナ・ワカシギ・モトムラ 昭和51年12月22日生
ミシェル・ケンゾウ・モトムラ 平成23年7月2日生
マルコス・ケンノスケ・ハシモト 平成13年3月30日生
住所 名古屋市港区
張宇 昭和60年8月29日生
張誠 平成25年10月8日生
張豪 平成30年6月4日生
住所 愛知県春日井市
金愛加 昭和63年10月18日生
住所 名古屋市北区
洪貴司 平成2年7月21日生
住所 滋賀県大津市
朴秀誠 昭和55年9月29日生
住所 静岡市葵区
朴龍順 昭和47年7月24日生
住所 東京都目黒区
李美侑 平成11年10月28日生
李美希 平成17年12月19日生
住所 千葉県野田市
ジャヤシンハ・ナオトンナゲ・アミラ 昭和62年10月21日生
ジャヤシンハ・ナオトンナゲ・イエヴィン・デヴェメツ 平成29年1月26日生
ジャヤシンハ・ナオトンナゲ・ヴィハス・ランディヴ 令和3年5月31日生

住所 浜松市中央区
ダン・バハドゥル・チェトリ 平成6年2月7日生
住所 東京都板橋区
張天賜 平成6年7月14日生
住所 東京都世田谷区
金燐鎬 平成7年3月14日生
住所 東京都板橋区
ティイン・ズィン・トゥー 平成元年8月11日生
住所 東京都足立区
于美佳 平成6年8月1日生
住所 静岡県袋井市
于順源 昭和48年5月18日生
住所 滋賀県草津市
于溪 平成14年11月18日生
住所 東京都足立区
ウー・チヨー・ナイン 平成5年12月3日生

住所 東京都港区
白瓊 平成3年4月23日生
朱彤 平成4年12月15日生
住所 東京都港区
白崇文 令和7年1月4日生
住所 広島県東広島市
チカ・カドカ 昭和61年8月13日生
住所 岐阜市
リクソン・リュウキ・マリヤ 平成15年8月7日生
住所 広島市中区
郎英男 平成11年4月22日生
住所 広島県山県郡安芸太田町
権春江 昭和25年3月18日生
住所 広島市安佐南区
岩本明奎 昭和49年9月22日生

財務省

(単位: 億円、%)

項目	4月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	-8,009	4,973	-13,685
(対前年同月比)	(-41.5)	(8.3)	(69.2)
貿易 収 支	-328	5,165	-6,355
(対前年同月比)	(-94.8)	(11.4)	(219.7)
輸 出	87,691	95,591	84,323
(対前年同月比)	(4.0)	(1.8)	(2.4)
輸 入	88,019	90,427	90,678
(対前年同月比)	(-2.9)	(1.3)	(7.6)
サービス 収 支	-7,681	-192	-7,329
(対前年同月比)	(4.8)	(324.1)	(20.2)
第一次所得 収 支	35,899	39,202	39,701
(対前年同月比)	(-9.6)	(8.7)	(28.0)
第二次所得 収 支	-5,311	-7,394	-4,139
(対前年同月比)	(28.3)	(19.5)	(-2.3)
經常 収 支	22,580	36,781	21,877
(対前年同月比)	(3.2)	(6.7)	(17.0)
資本移転等 収 支	-250	-686	-100
直接投資	18,259	17,342	20,420
証券投資	-109,937	49,176	24,879
金融派生商品	-6,835	6,425	13,787
その他の投資	120,533	-33,548	-42,514
国外貨準備	3,100	1,295	2,414
金融 収 支	25,119	40,691	18,985
誤差脱漏	2,790	4,595	-2,792

(備考) ① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

② 金融収支の符号は、+は純資産(資産-負債)の増加、-は同減少を示す。

公 告

細 帳

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成7年法律第105号）第307条第2項の規定により、次のとおり公告する。

- 下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は令和7年7月18日までに福岡財務支局理財部金融監督第三課あて申し出をされたい。
- 前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

【掲載順序】

- 登録番号
 - 代理店名
 - 代表者の氏名
 - 事務所所在地
 - ①20981006363
 - ②株式会社岡本商事
 - ③岡本 和也
 - ④福岡県遠賀郡水巻町猪熊2丁目1番33号
- 令和7年6月18日

福岡財務支局長 福島 秀生

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式支払手段発行保証金規則（平成22年内閣府・法務省令第4号）第7条第1項の規定により次のように公示する。

- 前払式支払手段発行者の商号
- 株式会社キムラ
- 代表者の氏名 代表取締役 木村 吉孝
- 住所 山形県米沢市春日一丁目7番77号
- 仮配当表
 - 権利の実行の対象となる発行保証金の額 58,107,692円
 - 権利の実行に係る申出の総額 48,789,079円

※配当は、資金決済に関する法律施行令第11条第9項の規定により、発行保証金の額から還付の手続に必要な費用の額を控除した額について実施する。

令和7年6月18日

東北財務局長 太田原和房

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行の手続に関する意見聴取会公示

資金決済に関する法律施行令第11条第4項の規定により次のように公示する。

- 前払式支払手段発行者の商号 株式会社キムラ
- 代表者の氏名 代表取締役 木村 吉孝
- 住所 山形県米沢市春日一丁目7番77号
- 権利の実行の対象となる発行保証金の額 58,107,692円
- 意見聴取会の期日 令和7年6月25日（水）午後2時
- 意見聴取会の場所 山形県米沢市西大通一丁目5番60号
米沢市すこやかセンター 1階 第一議室
- 上記の者の発行保証金について債権の申出をした者及び上記前払式支払手段発行者の代表者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。

なお、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

令和7年6月18日 東北財務局長 太田原和房

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

- 令和7年（家）第21号
三重県津市桜橋3丁目399番地
申立人 三重県信用保証協会
本籍三重県伊勢市大世古2丁目184番地、最後の住所三重県伊勢市大世古2丁目4番10号、死亡の場所三重県伊勢市、死亡年月日令和5年8月5日、出生の場所三重県宇治山田市、出生年月日昭和7年11月20日、職業不明
被相続人 亡 中村比呂誌
事務所三重県津市丸之内33-26 三重合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石坂 俊雄
催告期間満了日 令和7年12月30日
津家庭裁判所伊勢支部

令和7年（家）第32号

東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍三重県伊勢市神久3丁目530番地1、最後の住所三重県度会郡玉城町岩出1188番地
4、死亡の場所三重県伊勢市、死亡年月日令和6年4月9日、出生の場所三重県伊勢市、出生年月日昭和39年11月22日、職業不明

被相続人 亡 山中 浩
事務所三重県四日市市鵜の森1丁目3番23号
四日市中央通りビル703号北勢綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菊川 雄志
催告期間満了日 令和7年12月30日
津家庭裁判所伊勢支部

令和7年（家）第5044号

岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
申立人 矢掛町

本籍岡山県小田郡矢掛町字角725番地、最後の住所岡山県小田郡矢掛町矢掛1910番地、死亡の場所岡山県小田郡矢掛町、死亡年月日平成29年2月25日頃、出生の場所岡山県小田郡矢掛町、出生年月日昭和31年4月8日、職業不明

被相続人 亡 山本 昇
岡山県総社市門田320番地1
相続財産清算人 司法書士 宮内 智子
催告期間満了日 令和7年12月26日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和7年（家）第72号

香川県丸亀市飯山町東小川1741番地2
申立人 横田 秀幸

本籍香川県三豊市詫間町詫間3712番地、最後の住所香川県丸亀市飯山町川原625番地16、死亡の場所香川県丸亀市、死亡年月日推定令和7年3月22日、出生の場所香川県三豊郡詫間町、出生年月日昭和26年3月31日、職業無職

被相続人 亡 氏家 善成
香川県丸亀市大手町2丁目4番24号 大手町ビル7階 田岡・佐藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐藤 倫子
催告期間満了日 令和7年12月31日
高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年（家）第2022号

仙台市泉区桂3丁目7番地の2
申立人 布施 勇吉

本籍山形県山形市大字山寺1745番地、最後の住所山形市馬見ヶ崎1丁目10番25号、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日令和6年8月16日、出生の場所山形県東村山郡山寺村、出生年月日昭和15年5月30日、職業無職
被相続人 亡 堀川 てる

山形市本町1丁目4番27号セントラル山形ビル705号 弁護士法人手塚橋本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 手塚 孝樹
催告期間満了日 令和8年1月5日
山形家庭裁判所

令和7年（家）第7041号

福島県いわき市四倉町上仁井田字蒲沼7番地の3
申立人 山下 仁一

本籍福島県いわき市四倉町上仁井田字蒲沼7番地3、最後の住所福島県いわき市四倉町上仁井田字蒲沼7番地の3、死亡の場所福島県いわき市、死亡年月日令和6年6月22日、出生の場所福島県石城郡大浦村、出生年月日昭和11年6月14日、職業無職
被相続人 亡 山下 和子

福島県いわき市平字大工町6番地の12 大谷 好信法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大谷 好信
催告期間満了日 令和8年1月9日
福島家庭裁判所いわき支部

令和7年（家）第30027号

東京都三鷹市下連雀9丁目5番60-809号
申立人 二瓶 文子

本籍茨城県小美玉市下馬場256番地、最後の住所茨城県小美玉市下馬場256番地、死亡の場所茨城県小美玉市、死亡年月日令和6年10月2日、出生の場所茨城県新治郡田余村、出生年月日昭和2年7月3日、職業無職
被相続人 亡 村山 榮子

茨城県水戸市城南1丁目2番43号 NKCビル201 くすの樹水戸法律事務所
相続財産清算人 弁護士 江原 健太
催告期間満了日 令和8年1月6日
水戸家庭裁判所

令和7年(家)第80158号

埼玉県さいたま市大宮区天沼町1-180-1
申立人 ウインペルガーデン大宮管理組合
本籍東京都中央区湊1丁目11番地1、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区天沼町1丁目180番地1 104号、死亡の場所埼玉県さいたま市大宮区、死亡年月日令和6年1月以下不詳、出生の場所神奈川県鎌倉市、出生年月日昭和36年2月20日、職業不明
被相続人 亡名和明彦
事務所埼玉県上尾市谷津2-1-50-14
ヨーヨービル3階 池長・田部法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岩佐一基
催告期間満了日 令和8年1月9日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第224号

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5ソニックシティビル内
申立人 埼玉県信用保証協会
本籍埼玉県本庄市寿2丁目3571番地1、最後の住所埼玉県児玉郡美里町大字関36番地2、死亡の場所埼玉県本庄市、死亡年月日令和3年9月8日、出生の場所埼玉県児玉郡本庄町、出生年月日昭和9年3月8日、職業無職
被相続人 亡松原康男
事務所埼玉県熊谷市宮前町2丁目117番地T
IME III 1階 北埼玉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 永嶋淳
催告期間満了日 令和8年1月15日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第142号

千葉県茂原市鶯巣295番地8
申立人 麻生武
本籍千葉县いすみ市大野885番地3、最後の住所千葉县いすみ市大野1100番地1、死亡の場所千葉県長生郡一宮町、死亡年月日令和6年10月24日、出生の場所東京府東京市小石川区、出生年月日昭和4年2月28日、職業無職
被相続人 亡藤平正藏
事務所千葉県茂原市鶯巣295番地8
相続財産清算人 司法書士 麻生武
催告期間満了日 令和8年2月17日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第30079号

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号
申立人 鎌ヶ谷市

本籍千葉県市川市八幡6丁目857番地、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市北中沢2丁目6番13-9号、死亡の場所千葉県鎌ヶ谷市、死亡年月日平成28年5月1日ころから10日ころまでの間、出生の場所埼玉県大里郡八基村、出生年月日昭和27年1月1日、職業不明
被相続人 亡村岡秀弥

事務所千葉県松戸市本町18-4 NBF松戸ビル5階 ときわ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤本麻里子
催告期間満了日 令和8年1月29日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和6年(家)第7141号

千葉市中央区中央3丁目5番7号千葉中央ハイツ705号 船越法律事務所

申立人 船越豊
本籍千葉県大網白里市清名幸谷2223番地、最後の住所千葉県大網白里市駒込440番地8大あみハイツB棟916号、死亡の場所千葉県大網白里市、死亡年月日令和6年3月19日、出生の場所千葉県山武郡増穂村、出生年月日昭和5年11月9日、職業不詳
被相続人 亡山本佳子
事務所千葉県八街市八街ほ235番地7 鈴木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木崇士
催告期間満了日 令和8年1月28日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第70419号

東京都新宿区西新宿7-19-22-502
申立人 渋谷和洋
本籍東京都練馬区大泉学園町8丁目1383番地、最後の住所東京都新宿区大久保1丁目14番9号 大久保ハウス、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和5年6月5日、出生の場所大阪府布施市、出生年月日昭和19年2月5日、職業無職

被相続人 亡谷口辰次郎
事務所東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル8階802号室 弁護士法人一番町綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 別宮聰太郎
催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70520号

東京都港区虎ノ門1-1-20虎ノ門実業会館4階

申立人 加藤 康秀
本籍福岡県古賀市千鳥1丁目1612番地401、最後の住所東京都練馬区富士見台4丁目4番18号医療法人社団平真会富士見台薬師堂ビル、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和6年10月10日、出生の場所福岡県小倉市、出生年月日昭和17年11月25日、職業無職
被相続人 亡香川敏之

事務所東京都千代田区神田神保町3丁目9番地15幸保ビル2階B号室 名古屋・山本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 名古屋聰介
催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70654号

東京都港区北青山2丁目12番8号 BIZSMART青山2階211 野本法律事務所

申立人 野本雅志
本籍東京都中央区湊2丁目3番地1、最後の住所東京都江東区常盤2丁目3番4号、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和6年12月30日頃、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和44年10月2日、職業無職
被相続人 亡秋山康太郎

事務所東京都文京区本郷3-19-4 TLC本郷712 海老原覚法律事務所
相続財産清算人 弁護士 海老原覚
催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90256号

千葉県市川市真間2-24-18

申立人 伊佐治雅康
本籍東京都府中市是政5丁目19番地の1、最後の住所東京都府中市是政5丁目19番地の1府中多摩川通り住宅2-221、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日推定令和7年2月26日、出生の場所福島県双葉郡幾世橋村、出生年月日昭和23年12月27日、職業無職
被相続人 亡山澤守男

事務所東京都武蔵野市御殿山1丁目2番2号グレイス御殿山4階 オオノ・キド法律事務所
相続財産清算人 弁護士 城戸貴明
催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90331号

東京都立川市泉町1156番地の9立川市役所
申立人 立川市

本籍徳島県海部郡牟岐町大字灘字大牟岐田71番地、最後の住所東京都立川市一番町1丁目54番地34邦英建設株内、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日令和6年4月11日、出生の場所徳島県阿南市、出生年月日昭和44年4月7日、職業会社員
被相続人 亡正路浩次

事務所東京都中野区中野5丁目67番6号ビジネスハイツ中野7階705号室 慶福法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金子玄
催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90388号

東京都日野市落川2101-8

申立人 アルション百草園管理組合
代表者理事長 村田佳幸

本籍東京都北区滝野川6丁目75番地5、最後の住所東京都日野市落川2101番地の8アルション百草園207、死亡の場所東京都日野市、死亡年月日令和6年2月25日頃、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和24年12月23日、職業不明
被相続人 亡堀川容一

事務所東京都国分寺市南町2丁目11番15号
仲和ビル2階
相続財産清算人 弁護士 清水裕二
催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第7106号

川崎市多摩区菅2丁目10番17-2号

申立人 青柳絵音

本籍群馬県高崎市藤塚町21番地1、最後の住所川崎市多摩区菅稻堤2丁目2番30号、死亡の場所神奈川県川崎市宮前区、死亡年月日令和6年12月11日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和40年7月18日、職業無職
被相続人 亡田島洋岳

川崎市川崎区駿前本町3番地1NMF川崎東口ビル11階 川崎ふたば法律事務所
相続財産清算人 弁護士 青木大地
催告期間満了日 令和8年1月13日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和6年(家)第3253号
神奈川県中郡二宮町山西448番地の1 エクレール二宮
申立人 エクレール二宮管理組合
本籍神奈川県中郡二宮町山西448番地1、最後の住所神奈川県中郡二宮町山西448番地の1 エクレール二宮525、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和4年9月24日、出生の場所山形県最上郡金山町、出生年月日昭和37年3月25日、職業不詳
被相続人 亡 五十嵐憲治
事務所神奈川県小田原市浜町1丁目2番24号 平井ビル5階 まちかど法律事務所
相続財産清算人 弁護士 井田 治子
催告期間満了日 令和8年1月13日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第3114号
神奈川県逗子市小坪2丁目1番29号
申立人 安田 勢子
本籍神奈川県逗子市小坪5丁目347番地、最後の住所神奈川県平塚市土屋1645番地 富士見台病院、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和5年8月4日、出生の場所長野県上伊那郡赤穂村、出生年月日昭和5年8月12日、職業無職
被相続人 亡 安田 明
事務所神奈川県平塚市代官町9番26号 エム・宮代会館2階 平塚法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石田 彩子
催告期間満了日 令和8年1月14日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第15086号
新潟市西区坂井575番地1 ピュアライフ坂井II202号
申立人 高橋 朝陽
本籍新潟県新潟市中央区新島町通一ノ町1975番地、最後の住所新潟市中央区弁天3丁目3番5号、死亡の場所新潟県新潟市中央区、死亡年月日令和7年2月1日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和15年3月25日、職業無職
被相続人 亡 廣川 紀美
新潟市西区坂井575番地1 ピュアライフ坂井II202号、事務所新潟市中央区西堀通2番町773番地メゾン西堀101号
相続財産清算人 司法書士 高橋 朝陽
催告期間満了日 令和8年1月5日
新潟家庭裁判所

令和7年(家)第3020号
新潟市中央区出来島1丁目2番13号オーグ県庁前ビル2F東
申立人 石川 和久
本籍新潟県新発田市長畑161番地、最後の住所新潟県新発田市長畑71番地、死亡の場所新潟県新発田市、死亡年月日令和5年11月15日、出生の場所新潟県新発田市、出生年月日昭和28年1月16日、職業無職
被相続人 亡 木村 敏男
新潟県新発田市中央町3丁目2番23号 セントラルビル2階 新発田中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉村 一洋
催告期間満了日 令和8年1月31日
新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年(家)第15029号
新潟県南魚沼市塙沢1416番地5
申立人 小幡 真弓
本籍東京都羽村市羽加美4丁目893番地2、最後の住所新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢589番地1、死亡の場所新潟県南魚沼郡湯沢町、死亡年月日令和5年8月15日、出生の場所東京都牛込区、出生年月日昭和19年3月23日、職業自営業
被相続人 亡 小幡 忠義
事務所新潟県長岡市幸町1丁目3番10号砂山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 砂山 雅人
催告期間満了日 令和8年1月5日
新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年(家)第135号
岐阜県羽島市竹鼻町55番地
申立人 羽島市
本籍岐阜県羽島市正木町新井809番地2、最後の住所岐阜県羽島市正木町新井809番地2、死亡の場所岐阜県羽島市、死亡年月日令和6年1月2日、出生の場所岐阜県羽島市、出生年月日昭和33年1月12日、職業不明
被相続人 亡 山川 和男
事務所岐阜県羽島郡岐南町八剣北4-111奥田ビル3階 岐阜みなみ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 亨
催告期間満了日 令和8年1月5日
岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第20065号
浜松市中央区大瀬町2590番地の4
申立人 杉本今日子
本籍静岡県浜松市中央区中野町715番地、最後の住所浜松市中央区中野町380番地の3、死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日令和6年12月10日、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和40年11月26日、職業会社員被相続人 亡 紅林 正義
浜松市中央区中央1丁目3番6号 浜松イーストセブン206号室 山本総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 晃久
催告期間満了日 令和8年1月19日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第7190号
名古屋市中川区新家3丁目3101番地
申立人 大島 富江
本籍名古屋市中川区新家3丁目3101番地、最後の住所名古屋市中川区新家3丁目3101番地、死亡の場所名古屋市中川区、死亡年月日令和6年8月16日、出生の場所愛知県刈谷市、出生年月日昭和32年1月5日、職業不明
被相続人 亡 大島 正道
事務所名古屋市中区丸の内2丁目8番11号 セブン丸の内ビル4階 浅賀法律事務所
相続財産清算人 弁護士 坪井 梨奈
催告期間満了日 令和8年1月20日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7227号
名古屋市中区栄2丁目12番31号
申立人 名古屋市信用保証協会
本籍名古屋市天白区中平2丁目2760番地、最後の住所名古屋市天白区中平3丁目1301番地の3、死亡の場所名古屋市天白区、死亡年月日令和6年6月1日頃、出生の場所名古屋市瑞穂区、出生年月日昭和36年6月10日、職業不明
被相続人 亡 羽賀 嘉裕
事務所名古屋市中区丸の内1丁目16番15号 名古屋シミズ富国生命ビル9階 ひのき綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三宅 浩司
催告期間満了日 令和8年1月20日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7303号
愛知県豊明市前後町三ツ谷1275の118
申立人 神野 崇
本籍名古屋市熱田区一番2丁目1011番地、最後の住所名古屋市熱田区八番1丁目6番1号 アメニティ六番町304号、死亡の場所愛知県名古屋市熱田区、死亡年月日令和7年2月1日から10日までの間、出生の場所愛知県名古屋市熱田区、出生年月日昭和28年3月29日、職業無職
被相続人 亡 八神 繁彦
事務所名古屋市中区丸の内3-14-33本町法務ビル4階 永富法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森川 聖也
催告期間満了日 令和8年1月27日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第312号
主たる事務所名古屋市中区丸の内3丁目5番10号、従たる事務所愛知県豊田市小坂本町1丁目8番7号
申立人 弁護士法人名城法律事務所
本籍愛知県岡崎市矢作町字西林寺12番地、最後の住所愛知県岡崎市昭和町字天神18番地 よっこらしそう青い鳥、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日令和6年11月4日、出生の場所愛知県碧海郡矢作町、出生年月日昭和18年10月24日、職業無職
被相続人 亡 日下部勝子
愛知県岡崎市六名東町12番地1 第3御幸オフイス101号室弁護士法人御園総合法律事務所岡崎事務所
相続財産清算人 弁護士 三宅 大輝
催告期間満了日 令和8年1月13日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第337号
愛知県岡崎市竜美南4丁目8番地16トーカンマンション竜美ヶ丘103
申立人 菊地 信一
本籍愛知県岡崎市竜美南4丁目8番地16、最後の住所愛知県岡崎市竜美南4丁目8番地16トーカンマンション竜美ヶ丘103、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日平成22年3月4日、出生の場所岩手県上閉伊郡釜石町、出生年月日大正12年6月10日、職業無職
被相続人 亡 川股 かつ
愛知県岡崎市竜美北1丁目5番地7コープ村上2階竜美北法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中倉 秀一
催告期間満了日 令和8年1月13日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第2058号

名古屋市東区白壁1丁目50番地

申立人 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
 本籍愛知県蒲郡市三谷町須田37番地、最後の住所愛知県蒲郡市拾石町浅岡1番地7蒲郡眺海園、死亡の場所愛知県蒲郡市、死亡年月日令和6年3月5日、出生の場所愛知県宝飯郡三谷町、出生年月日昭和13年6月11日、職業無職

被相続人 亡 附柴日奈子

事務所愛知県豊橋市前田中町11-3 グランカーサEAST原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 原 春加

催告期間満了日 令和8年1月5日

名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年(家)第604号

京都市上京区下長者町通御前東入三助町279番地 司法書士宮崎彩織事務所

申立人 宮崎 彩織

本籍奈良県宇陀市菟田野岩端239番地、最後の住所京都市左京区静市原町1278番地社会福祉法人市原寮、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日令和6年5月23日、出生の場所奈良県宇陀郡宇賀志村、出生年月日昭和9年3月13日、職業無職

被相続人 亡 横本 隆二

事務所京都市中京区両替町通夷川上ル松竹町129番地 弁護士法人田中彰寿法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田中 繼貴

催告期間満了日 令和8年1月9日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第747号

京都府相楽郡精華町菱田十ノ坪18

申立人 浅田 清隆

申立人手続代理人弁護士 細川 治同 下田 香織

本籍京都市伏見区東浜南町691番地、最後の住所京都市伏見区小豆屋町568番地の3、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和5年1月1日頃から10日頃までの間、出生の場所京都市伏見区、出生年月日昭和34年4月28日、職業無職

被相続人 亡 藤村 智子

事務所京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町403 F I Sビル305 京都楓法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 中村 洋士
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 京都家庭裁判所

令和7年(家)第515号

北海道函館市美原5丁目31番10号
 申立人 特定非営利活動法人小呂野
 本籍北海道函館市亀田町191番地1、最後の住所北海道函館市亀田町19番17号、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日令和6年12月24日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和15年1月24日、職業無職
 被相続人 亡 原 洋子
 北海道函館市千歳町21番14号
 相続財産清算人 弁護士 畠田 良弘
 催告期間満了日 令和7年12月30日

函館家庭裁判所

令和7年(家)第40169号

神戸市中央区旗塚通2丁目2-13
 申立人 江島 国彦
 本籍神戸市中央区旗塚通2丁目1番地、最後の住所神戸市垂水区西舞子9丁目3番6号、死亡の場所神戸市垂水区、死亡年月日平成26年11月13日、出生の場所神戸市葺合区、出生年月日昭和34年8月7日、職業無職
 被相続人 亡 渡邊 博文

神戸市中央区京町80番 クリエイト神戸9階
 弁護士法人東町法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 名倉 大貴
 催告期間満了日 令和7年12月26日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40182号

神戸市北区淡河町淡河691番地
 申立人 福井 威支
 本籍兵庫県神戸市北区線町1丁目8番地、最後の住所神戸市北区泉台4丁目4番地の16、死亡の場所兵庫県神戸市北区、死亡年月日令和7年2月5日、出生の場所兵庫県神戸市兵庫区、出生年月日昭和24年2月6日、職業無職

被相続人 亡 津田 寛子
 神戸市中央区御幸通6丁目1番20号 G E E TEXAS CENT BLDG 7階 神戸 H. I. T. 法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 久米 知之
 催告期間満了日 令和8年1月19日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40183号

東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号

申立人 特定非営利活動法人りすシステム
 本籍神戸市兵庫区中道通9丁目9番地、最後の住所神戸市東灘区森南町3丁目1番21号
 コーポラス森 202号、死亡の場所神戸市灘区、死亡年月日平成30年6月7日、出生の場所兵庫県神戸市、出生年月日大正15年2月10日、職業無職

被相続人 亡 日田 和子

神戸市中央区加納町4丁目4番17号 ニッセイ三宮ビル11階 三宮法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三木 信善

催告期間満了日 令和8年1月15日

神戸家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第30082号

静岡市清水区辻1丁目2番1号 えじりあ 203号 中央法律事務所

申立人 大瀧 友輔

本籍静岡県静岡市清水区清地36番地、最後の住所静岡市清水区清地36番地、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日平成27年9月13日、出生の場所静岡県庵原郡両河内村、出生年月日昭和5年3月23日、職業不詳

被相続人 亡 望月 文雄

催告期間満了日 令和8年1月26日

静岡家庭裁判所

令和7年(家)第20087号

浜松市中央区蜆塚2丁目17番20号

申立人 棚葉 隆雄

本籍浜松市南区嵐野町35番地1、最後の住所浜松市北区都田町7555番地の47都ケアセンター、死亡の場所静岡県浜松市北区、死亡年月日平成30年2月24日、出生の場所静岡県浜名郡芳川村、出生年月日昭和27年7月14日、職業無職

被相続人 亡 稲勝 敏浩

催告期間満了日 令和8年1月20日

静岡家庭裁判所浜松支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第7号

愛知県岡崎市稻熊町字8丁目94番地

申立人 有限会社香村化成工業所

代表者代表取締役 香村 忠伸

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月16日

令和7年5月23日

名古屋簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 A009435

金額 301,508円

支払期日 令和7年1月31日

支払地 名古屋市

支払場所 東日本信用漁業協同組合連合会愛知支店

振出日 令和6年9月30日

振出地 愛知県西尾市

振出人 株式会社宍戸化成 代表取締役 宍戸一憲

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第1066号

札幌市清田区北野5条5丁目19番16号

申立人 小山 敏子

本籍北海道札幌市東区東苗穂3条2丁目494番地32、最後の住所札幌市清田区北野5条5丁目19番16号

不在者 小山 耕司

昭和11年7月23日生

届出期間満了日 令和7年9月30日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第111号

埼玉県さいたま市中央区本町東5丁目18番29号 ヒカリハイツB-202号
申立人 三橋 哲史
本籍北海道苫前郡羽幌町字羽幌町18番地、最後の住所神奈川県横浜市緑区池辺町2424番地ハイツアイランド101
不在者 三橋 哲史
昭和37年12月19日生
届出期間満了日 令和7年9月30日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第3040号

愛知県豊橋市石巻本町字広福80番地2
申立人 磯部 一男
本籍愛知県新城市字南畠17番、18番合併地1、最後の住所不明
不在者 岡田 次郎
昭和6年7月5日生
届出期間満了日 令和7年10月3日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第3299号

東京都墨田区中央町2丁目6番8号セントラルシャト-301号室
申立人 武石 京子
本籍埼玉県秩父郡両神村大字薄参千式百九拾九番地、最後の住所不明
不在者 竹内 じん
慶応元年8月5日生
届出期間満了日 令和7年9月24日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第154号

名古屋市港区新茶屋4丁目1707番地
申立人 山田 ミヨ
本籍名古屋市港区新茶屋4丁目1707番地、最後の住所名古屋市港区新茶屋4丁目1707番地
不在者 山田 勝幸
昭和39年10月19日生
届出期間満了日 令和7年10月3日
名古屋家庭裁判所

令和6年(家)第560号

兵庫県西宮市松風町2番22-302号
申立人 藤原由美子
国籍朝鮮、最後の住所兵庫県西宮市鞍掛町31番地
不在者 金 奉奎
西暦1910年2月10日生
届出期間満了日 令和7年9月22日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第116号

熊本市西区花園2丁目11番35号
申立人 米野 栄子
本籍熊本県上天草市大矢野町登立10889番地、最後の住所大阪府東大阪市吉田3-4
不在者 石住 房人
昭和23年8月1日生
届出期間満了日 令和7年9月27日
熊本家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第104号

本籍宮城県大崎市古川江合錦町1丁目58番地3、最後の住所宮城県大崎市古川江合錦町1丁目8番45号
不在者 早坂加奈子
昭和54年2月13日生
令和7年5月27日失踪宣告審判確定

仙台家庭裁判所古川支部裁判所書記官

令和6年(家)第517号

本籍東京都品川区八潮5丁目10番、最後の住所千葉県柏市中央1丁目2番8号
不在者 花木 茂人
昭和47年4月6日生
令和7年5月23日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所松戸支部裁判所書記官

令和6年(家)第243号

本籍長野県飯山市大字飯山2587番地イの3、最後の住所長野県飯山市大字飯山2587番地イ-3
不在者 小林 明子
昭和32年11月5日生
令和7年5月27日失踪宣告審判確定

長野家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1836号

本籍福岡県嘉麻市下山田554番地2、最後の住所愛知県海部郡大治村大字西條字松下111
不在者 熊倉 亮
大正11年1月29日生
令和7年5月23日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第3854号

本籍大阪府泉佐野市南泉ヶ丘2丁目6番、最後の住所大阪府高槻市柳川町2丁目20番22号
不在者 新居 徹
昭和44年7月13日生
令和7年5月27日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第122号

本籍山口県下関市吉見本町1丁目1430番地、最後の住所山口県周南市大字徳山5622番地の5
不在者 石田 常行

昭和5年7月1日生
令和7年5月24日失踪宣告審判確定

山口家庭裁判所周南支部裁判所書記官

令和6年(家)第371号

本籍香川県香川町浅野3131番地25、最後の住所香川県高松市香川町浅野3131番地25
不在者 上村 史子
昭和35年2月15日生
令和7年5月24日失踪宣告審判確定

高松家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(ヘ)第1号

茨城県下妻市下妻戊421番地の2
申立人 有限会社大手産業
代表者代表取締役 福田 弘

権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月26日

令和7年5月27日 前橋簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 N601311

金額 540,000円

支払期日 令和6年2月29日

支払地 群馬県前橋市

支払場所 株式会社群馬銀行本店営業部

振出日 令和5年11月27日

振出地 群馬県前橋市

振出人 佐田建設株式会社 代表取締役 星野 克行

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和6年(ヘ)第3号

埼玉県桶川市末広2丁目5番6号
申立人 末澤 賢一

権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月22日

令和7年5月23日 大宮簡易裁判所
(別紙) 目録

小切手(線引) 1通

小切手番号 AD39519

金額 300,000円

支払人 青木信用金庫大宮支店

支払地 埼玉県さいたま市大宮区上小町

振出日 令和5年11月28日

振出地 埼玉県さいたま市

振出人 青木信用金庫大宮支店 支店長 藤田 正樹

最終所持人 申立人

令和6年(ヘ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

北海道岩見沢市美園5条7丁目7番2号

申立人 加藤 淳

権利の届出の終期 令和7年5月15日

令和7年5月26日 鈴鹿簡易裁判所
(別紙) 目録

1不動産の表示

(1)厚岸郡厚岸町奔渡六丁目314番

原野 898平方メートル

(2)厚岸郡厚岸町筑紫恋202番

原野 31平方メートル

2登記年月日番号 鈴鹿地方法務局大正5年5月

1日受付第164号

3登記した権利の内容

登記の目的 抵当権設定

原因 大正5年5月1日金員借用証書

債権額 金100円

利息 月2分

抵当権者 厚岸郡厚岸町大字奔渡村1番地

菅原忠太郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第165号

愛知県蒲郡市竹谷町松田57番地の8

債務者 株式会社立岩産商

代表者代表取締役 宮地 克尚

- 1 決定年月日時 令和7年6月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 克彰
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時30分

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第299号

静岡県藤枝市志太1丁目1番13号

債務者 丸半椎茸株式会社

代表者代表取締役 若林 寿樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野末 寿一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前1時

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第134号

愛知県豊橋市牛川町字薬師前1番地の12

債務者 株式会社北部精文館

代表者代表取締役 加藤 靖人

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上野 浩
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時30分

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第908号

東京都青梅市勝沼3丁目92番地4

債務者 Learn警備保障合同会社

代表者代表社員 岩浪 学

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金田 真明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第139号

静岡県浜松市中央区笠井新田町363番地の1

債務者 伊勢住宅株式会社

代表者代表取締役 荻原 寿英

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 英次
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後2時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第157号

静岡県周智郡森町森1121番地の1

債務者 三浦鉄工有限会社

代表者代表取締役 三浦 儀明

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大石 康智
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後2時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第273号

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥五丁目2番地の31

債務者 株式会社SANTA・paint・color

代表者代表取締役 山崎 太一

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三川真由美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第204号

沖縄県那覇市繁多川1丁目1番39号

債務者 株式会社かいごの森

代表者代表取締役 松田 育子

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿波連 光
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第1100号

名古屋市北区清水2丁目14番12号

債務者 司法書士法人青山事務所

代表者清算人 村手 誠

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 葛西 良亮
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時20分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第955号

横浜市青葉区みたけ台33番地67

債務者 ジエイフォックス株式会社

代表者代表取締役 武子 弘

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松田 隆宏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1219号

横浜市中区日本大通14番地横浜三井物産ビル

債務者 株式会社ディベロップメントデザイン

代表者代表取締役 重田精一郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 滝沢 章

4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後1時40分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3917号

東京都文京区白山1丁目33番18号 白山NTビル7階

債務者 株式会社フジイ

代表者代表取締役 宮川 和雄

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大川 康平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第862号

東京都青梅市今井1丁目211番地

債務者 株式会社東海建材

代表者代表取締役 海野 博幸

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木徳太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後1時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第863号

東京都青梅市今井1丁目211番地

債務者 株式会社ベストハウス

代表者代表取締役 海野 博幸

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木徳太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後1時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第47号	宮城県柴田郡大河原町字新青川10-7 ウエス トリアガーデン1、201 債務者 株式会社K.R. 代表者取締役 小原 巧
1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 小野寺浩史	
4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時	仙台地方裁判所大河原支部
令和7年(フ)第103号	静岡県富士宮市宮原302番地の3 債務者 株式会社メグ電工 代表者取締役 坪井 恵子
1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 加茂 聰子	
4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時30分	静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第488号	京都府宇治市小倉町堀池21番地の22 債務者 株式会社玄工業 代表者取締役 金山 玄右
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 中村映利子	
4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前10時45分	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第489号	京都府宇治市小倉町堀池21番地の22 債務者 株式会社リラックス 代表者取締役 金山 玄右
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 中村映利子	
4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前10時45分	京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第917号	福岡市博多区板付6丁目10番23-705号 債務者 株式会社T.I.C. 代表者取締役 畑中 泰史
1 決定年月日時 令和7年6月6日午後4時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 阿部 文明	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後3時	福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第932号	福岡市南区塩原3丁目19番34号 債務者 株式会社福岡アド・センター 代表者取締役 奥井 知春
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後4時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 池田 亮	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後2時30分	福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第194号	鹿児島県薩摩郡さつま町田原707番46 債務者 有限会社空 代表者取締役 中間 博彦
1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 馬場美紀子	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後3時	鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第274号	静岡市駿河区有明町6番1-205号 債務者 株式会社フラップ 代表者取締役 飯島 滿男
1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 堀尾 純矢	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前10時30分	静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第315号	最後の住所 静岡県牧之原市片浜571番地1 債務者 相続人亡藤田康博相続財産
1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 坪川 武史	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前10時	静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第425号	広島市西区己斐上2丁目37番28号 債務者 株式会社アーツ 代表者取締役 高橋 瞳
1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 菅尾健太郎	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午後3時	広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第967号	福岡市城南区神松寺1丁目21番13号 債務者 有限会社ビィースリ企画 代表者取締役 田中 英昭
1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 松嶋秀真郎	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時	福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第509号	仙台市宮城野区名掛丁205-6 イーストプラザ名掛丁609 債務者 株式会社ロータスワールド 代表者取締役 三浦 利佐
1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 竹中 大輔	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後2時5分	仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第612号	仙台市青葉区北目町6番6号 債務者 株式会社オーバーザレインボー 代表者取締役 村上 善貴
1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 原 一好	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時50分	仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第49号	愛知県豊田市本新町4丁目19番地1 債務者 株式会社グラツツ 代表者取締役 大羽 次郎
1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 大城真依子	
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時30分	那霸地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第135号 茨城県那珂市額田北郷570番地6 債務者 株式会社トライアルジャパン 代表者代表取締役 中村 純大 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 隆志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月16日午後2時30分 水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木 亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月24日午後3時 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第163号 熊本市北区植木町宮原292番地 債務者 株式会社長命館 代表者代表取締役 上野 康行 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 史芳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月8日午後3時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第10号 香川県三豊市三野町吉津甲533番地 債務者 株式会社昇栄電工 代表者代表取締役 貞廣 亨 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋月 智美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月16日前10時 高松地方裁判所観音寺支部	令和7年(フ)第1064号 札幌市西区発寒16条14丁目4番10号 債務者 昭レP L U S 株式会社 代表者代表取締役 佐々木恒介 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 實重 洋祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月31日午後1時30分 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第928号 札幌市白石区東札幌5条6丁目1番12 債務者 スキルブレイン株式会社 代表者代表取締役 松本 弘幸 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒川 貢 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月4日午前11時 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第482号 神戸市中央区海岸通2丁目2番3号 債務者 有限会社ズーティー 代表者代表取締役 今石 雄介 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士法人 神戸シティ法律事務所 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午後2時 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第17号 沖縄県うるま市字宮里270番地4 債務者 株式会社ウルミー 代表者代表取締役 知花 昌也 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 裕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月20日前11時 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第20号 長崎県南島原市西有家町須川3229番地11 債務者 株式会社ディサービスあさひ 代表者代表取締役 佐藤 緑 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大田 真和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月4日午後1時30分 長崎地方裁判所島原支部破産係
令和7年(フ)第689号 埼玉県川口市本前川3丁目30番12号 債務者 株式会社TRY 代表者代表取締役 手塚 拓 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 達 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日前10時10分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第369号 北九州市若松区西園町3番13-104B号 債務者 株式会社白栄 代表者代表取締役 雪竹 浩一 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠置 俊介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日前11時30分 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第848号 埼玉県鴻巣市宮地5丁目14番12号 債務者 株式会社奥田工業 代表者代表取締役 奥田 敦史 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 朋之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日前10時30分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第64号 山梨県甲府市東光寺2丁目13番13号 債務者 株式会社車屋マーティン 代表者代表取締役 遠木 真弘	令和7年(フ)第112号 愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷浦10番地 債務者 櫻井建設合同会社 代表者代表社員 櫻井 明雄 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 雄介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月1日前10時15分 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(フ)第26号 三重県名張市百合が丘東2番町82番地 債務者 株式会社メディカルサービストラスト 代表者代表取締役 田中 成輝 1 決定年月日時 令和7年6月10日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚 耕二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日前11時20分 津地方裁判所伊賀支部

- 令和7年(フ)第142号**
佐賀市大和町大字久池井2594番地9
債務者 株式会社サニム
代表者代表取締役 小松 一俊
1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 柴田 保則
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後1時30分
佐賀地方裁判所民事部破産係
- 令和7年(フ)第2292号**
大阪府交野市梅が枝43番33号
債務者 島田化工機株式会社
代表者代表取締役 鳩田 健一
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡邊 一誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時40分
大阪地方裁判所第6民事部
- 令和7年(フ)第2514号**
大阪府八尾市松山町2丁目4番24号
債務者 株式会社竹商プラス
代表者代表清算人 竹島 敏郎
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石坂 省悟
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時20分
大阪地方裁判所第6民事部
- 令和7年(フ)第24号**
長崎県南島原市口之津町甲2750番地
債務者 有限会社誠宝堂
代表者代表取締役 宮川 幸一
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 河野 哲志
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後1時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係
- 令和7年(フ)第893号**
さいたま市中央区上峰1丁目19番6号
債務者 有限会社ワガツマ
代表者代表取締役 渡邊 淳

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾崎 浩平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後2時
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第62号**
新潟県村上市大町2番11号
債務者 株式会社村上新聞社
代表者代表取締役 竹内 宏
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 平 哲也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後3時
新潟地方裁判所新発田支部
- 令和7年(フ)第64号**
広島県呉市阿賀南3丁目4番13号
債務者 株式会社泰后産業
代表者代表取締役 野口 清一
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 之拓
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時
広島地方裁判所呉支部
- 令和7年(フ)第2408号**
大阪市城東区中央1丁目11番3号
債務者 THE BRAND LABO株式会社
代表者代表取締役 三浦 福嗣
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 孝岡 裕介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時40分
大阪地方裁判所第6民事部
- 令和7年(フ)第2073号**
大阪市北区中津3丁目33番16-203号
債務者 株式会社プリンプロジェクト
代表者代表取締役 赤澤 夏郎
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 横山 竜一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時50分
大阪地方裁判所第6民事部
- 令和7年(フ)第2074号**
大阪市北区豊崎4丁目6番3-303号
債務者 P L E N R o b o t i c s 株式会社
代表者代表取締役 赤澤 夏郎
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 横山 竜一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時50分
大阪地方裁判所第6民事部
- 令和7年(フ)第2410号**
大阪市鶴見区横堤2丁目5番59号
債務者 株式会社C O N N E C T
代表者代表取締役 笹野 賢吾
1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 須知 趟
大阪地方裁判所第6民事部
- 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
- 令和7年(フ)第161号**
岡山県倉敷市粒江団地2番8-4号 倉敷市営粒江団地100号
債務者 山本 晴之
1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 千葉 隆志
4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
- 令和7年(フ)第57号**
宮城県石巻市中里7丁目4番1号 セシカⅡ-2H、住民票上の住所宮城県石巻市中里4丁目3番29号
債務者 今野 勝彦
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 前田 拓馬
4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで
- 令和7年(フ)第68号**
福島市南沢又字北川原23番地の7Earth南沢又102号室、従前の住所福島市笹谷字出水上22番地の6ニューエステート笹谷A202号室
債務者 原 水晶
1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 倉持 恵
4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時15分
6 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで
福島地方裁判所
- 令和7年(フ)第339号**
北九州市八幡西区陣山3丁目9番10-107号 (P L E A S T 桃園公園)、前住所北九州市八幡西区紅梅1丁目7番8-205号 (第5サンピア)
債務者 堀 良太
1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 柏木慎太郎
4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後3時
6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
- 令和7年(フ)第14号**
島根県浜田市原井町948番地21
債務者 めし処ぐっさんことリトルミッキーこと山口 隆
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本家 泉衣
4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和7年(フ)第20号
 山形県鶴岡市宝田2丁目6番1-405号 ビレッジハウス宝田
 債務者 齋藤 大翼
 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 脇山 拓
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前11時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(フ)第65号
 広島県呉市中央3丁目3番12-601号
 債務者 野口 清一
 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 加藤 之拓
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
 7 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
 広島地方裁判所呉支部
令和7年(フ)第134号
 宮崎市高岡町浦之名2822番地1 有料老人ホームやよい苑、住民票上の住所宮崎市高岡町花見1307番地1
 債務者 大山 隆男
 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 川谷慎一郎
 4 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで
 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第218号
 宮崎市田野町甲1599番地1
 債務者 長倉 弘昂

1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山田 秀一
 4 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで
 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第25号
 宮崎県日南市吾田東1丁目6番20号
 債務者 鬼塚 孝則
 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 川谷慎一郎
 4 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで
 宮崎地方裁判所日南支部
令和7年(フ)第56号
 宮崎県都城市南横市町3677番地27
 債務者 水谷 圭彦
 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 近藤 和弘
 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第1863号
 大阪市西淀川区姫里2丁目2番38号 サンライズ姫里201号室
 債務者 上田 健一
 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 立田 夕貴
 4 免責意見申述期間 令和7年8月11日まで
 大阪地方裁判所第6民事部
破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間
令和7年(フ)第2179号
 大阪市淀川区東三国5丁目11番11号 第2キャッスルハイツ 602号
 債務者 堀 玲太
 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
 5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分
 大阪地方裁判所第6民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和6年(フ)第30号
 鹿児島県南九州市川辺町神殿6033番地
 破産者 柿川 正己
 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
 2 一般調査期日 令和7年8月25日午前10時30分
 令和7年6月9日
 鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係
令和6年(フ)第157号
 北海道旭川市春光7条8丁目3番7号
 破産者 中村 茂治
 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
 2 一般調査期日 令和7年9月4日午後2時40分
 令和7年6月6日 旭川地方裁判所民事部
令和5年(フ)第624号
 兵庫県芦屋市高浜町5番1-243号、開始決定時の住所兵庫県芦屋市高浜町3番1-2111号
 破産者 松本 安夫
 1 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
 2 一般調査期日 令和7年8月28日午前10時
 令和7年6月5日
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第15号
 福岡県飯塚市潤野1127番地8 アプライズグラン・トミール3、前住所福岡県飯塚市伊岐須888番地21
 破産者 カフェR o b 飯塚こと 野崎 勝広
 1 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
 2 一般調査期日 令和7年8月18日午前11時30分
 令和7年6月9日
 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
令和6年(フ)第68号
 熊本市南区城南町舞原116番地1 パインヒル21Ⅱ-201号室、申立時の住所福岡県大牟田市大字歴木50番地2 高泉県営住宅900棟33号、申立時の住民票上の住所福岡県大牟田市大字橋1195番地2
 破産者 櫻井 雅也
 1 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
 2 一般調査期日 令和7年9月10日午前10時
 令和7年6月9日
 福岡地方裁判所大牟田支部

令和5年(フ)第1282号

大阪市東淀川区井高野2丁目5番10号 中央ビル西館 202号
 破産者 中西 貴之
 1 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
 2 一般調査期日 令和7年9月4日午後1時30分
 令和7年6月9日
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1379号
 埼玉県川口市大字里117番地
 破産者 株式会社ハッピーワンダフル
 1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
 2 一般調査期日 令和7年9月1日午前10時50分
 令和7年6月9日
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第158号
 宮城県牡鹿郡女川町竹浦字月浜6番地の9、住民票上の住所宮城県石巻市鹿又字中塙173番地19
 破産者 堀金 千代
 1 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで
 2 一般調査期日 令和7年10月15日午後1時30分
 令和7年6月9日
 仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和6年(フ)第157号
 新潟市東区牡丹山1丁目28番19号 さくらコート102号
 破産者 辻 由紀子
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで
 2 一般調査期日 令和7年9月9日午前11時20分
 令和7年6月10日 新潟地方裁判所民事部
書面による計算報告
 次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
令和7年(フ)第241号
 埼玉県川口市戸塚1丁目11番27号 平和ハイツ203
 破産者 伊藤ゆき子
 異議申述期間 令和7年8月4日まで
 令和7年6月9日
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第5416号 大阪市鶴見区諸口1丁目3番13号 破産者 中原 幸子 異議申述期間 令和7年8月4日まで 令和7年6月9日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第230号 大阪府豊中市南桜塚1丁目23番3号 破産者 バイオマス産業エネルギー研究所こと 芝原 幸夫 異議申述期間 令和7年8月4日まで 令和7年6月9日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第246号 大阪府寝屋川市田井町38番14-105号 破産者 羽場 潤平 異議申述期間 令和7年8月4日まで 令和7年6月9日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1号 宮崎県都城市山之口町富吉2854番地3森木山 之口貸家2号棟 破産者 杉田 愛奈 異議申述期間 令和7年8月12日まで 令和7年6月10日 宮崎地方裁判所都城支部 免責許可申立てに関する意見 申述期間
令和7年(フ)第1493号 東京都世田谷区等々力8丁目19-1 椎の木 山ガーデンテラスB 破産者 友成 聖 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 令和7年6月9日 東京地方裁判所民事部第20部 特別清算開始
令和7年(ヒ)第3002号 群馬県伊勢崎市富塚町1013番地 清算株式会社 株式会社ハマシンフーズ 代表清算人 中条 賢司 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。 前橋地方裁判所民事部

令和7年(ヒ)第3003号 群馬県伊勢崎市福島町244番地11 清算株式会社 株式会社トリ中 代表清算人 中条 賢司 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。 前橋地方裁判所民事部
令和7年(ヒ)第2号 長野県飯田市鼎切石4376番地4 清算株式会社 株式会社アコーズ 代表清算人 佐々木邦雄 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。 長野地方裁判所飯田支部
令和7年(ヒ)第3号 静岡県浜松市中央区高林3丁目7番39号 清算株式会社 株式会社杉商 代表清算人 杉浦 利栄 1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。 静岡地方裁判所浜松支部民事部
令和7年(ヒ)第1002号 神戸市中央区江戸町96番地ストロングビル8 階弁護士法人神戸総合法律事務所内 清算株式会社 Y G S 管理株式会社 代表清算人 西川 精一 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(ヒ)第103号 (本店所在地) 和歌山市布施屋220番地 清算株式会社 株式会社WR 代表清算人 柳本 喜紀 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。 和歌山地方裁判所民事部

特別清算終結
令和7年(ヒ)第2021号 東京都江戸川区西葛西6丁目13番14号 丸清 ビル1階 清算株式会社 株式会社東京アート 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(ヒ)第1007号 横浜市泉区岡津町2256番地レモンバーム2G 号室 清算株式会社 株式会社K-F R E E 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 横浜地方裁判所第3民事部
特別清算協定認可
令和7年(ヒ)第3005号 大阪市北区野崎町7番8号 清算株式会社 株式会社コントラーズ 代表清算人 山本 真彦 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件協定を認可する。 協定 第1条(当事者) 本協定書にかかる当事者は以下のとおりである。 1 債務者(以下「協定債務者」という) 清算株式会社:株式会社コントラーズ 代表者:代表清算人 山本 真彦 住所:大阪府大阪市北区野崎町7-8 2 債権者(以下「協定債権者」という) ① 債権者数:1名 ② 債権者情報 債権者名:セーフティ&セキュリティ株式会社 代表者名:代表取締役 山本 真彦 住所:東京都新宿区愛住町23番地2 債権額:14,014,769円 第2条(返済方法及び債務の整理) 1 協定債務者は、前条第2項に記載の協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から1か月以内に、10,202円の金員を弁済する。

2 協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、協定債務者に対し、協定債権の金額から弁済額を控除した残額につき、その債務を全部免除する。 3 第1項の弁済の後、協定債務者に新たな財産が発見されたときは、協定債務者はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者に対し弁済するものとする。 この場合において、協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の金額を限度として効力を失うものとする。
第3条(その他)
本協定の成立により、協定債務者と協定債権者間には他の債権債務は存在しないことを確認する。
以上
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(ヒ)第3011号 大阪市中央区北浜1丁目1番9号 清算株式会社 北浜インベストメント株式会社 代表清算人 五十右信啓 1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 本件協定を認可する。 協定 1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。 2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。前項の規定に基づく残額がなかったときは、清算株式会社に対する債権全額を免除する。 3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第6民事部

監督命令

令和7年(再)第16号

広島県福山市春日町5丁目8番40号A102
再生債務者 日本住宅サービスコンシューマー
株式会社

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
 - 2 監督委員 東京都千代田区丸の内2丁目7-2 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所弁護士 鐘ヶ江洋祐
- 令和7年6月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第17号

東京都目黒区下目黒1丁目1番14号コノトラ
ビル7F
再生債務者 JHSホールディングス株式会社

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
 - 2 監督委員 東京都千代田区丸の内2丁目7-2 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所弁護士 鐘ヶ江洋祐
- 令和7年6月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第18号

東京都新宿区西新宿1丁目26番2号32F
再生債務者 センエンジニアリング株式会社

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員 東京都千代田区四番町6-11エル
フェ四番町301区 新都総合法律事務所 弁護士 板橋 喜彦

令和7年6月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第1号

大分県玖珠郡九重町大字田野230番地
再生債務者 株式会社まきのとコーポレーション

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員 大分市中島西1丁目8番15号まつ
だ総合法律事務所 弁護士 松田健太郎

令和7年6月3日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

再生手続開始

令和7年(再)第1号

鹿児島市桜島武町26番地1
再生債務者 有限会社海幸

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後2時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和7年8月22日から令和7年9月12日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部

再生手続終結

令和6年(再)第1号

高知県吾川郡いの町4003番地
再生債務者 株式会社近澤製紙所

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画の遂行

令和7年6月3日 高知地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手
続開始

令和7年(再イ)第23号

栃木県さくら市氏家3495番地87

再生債務者 吉田 陽一

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月18日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第24号

栃木県日光市森友330番地 コーポウイング
C202

再生債務者 福田 淳介

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月18日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第25号

栃木県宇都宮市中戸祭町3006番地12

再生債務者 上野 知彦

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

宇都宮地方裁判所第1民事部

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月22日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第3号

愛知県豊橋市往完町字郷社東87番地6

再生債務者 辻 幸平

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第67号

さいたま市緑区東浦和3丁目26番地57

再生債務者 園田 真大

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第29号

埼玉県川越市大字上松原366番地19

再生債務者 浅妻 幸一

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月22日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第56号

千葉県船橋市楠が山町80番地102

再生債務者 石神 聖一

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第119号

名古屋市南区本城町2丁目20番地の1 本城
パーク・ホームズ305号

再生債務者 柴田 達也

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第120号

愛知県春日井市不二町2丁目8番地13

再生債務者 山本 昌洋

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第88号

千葉市若葉区桜木北1丁目32番16号

再生債務者 松田 巧

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第45号

静岡県島田市横井3丁目26番17号
再生債務者 原 幸司

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月22日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第2号

山口県岩国市桂町2丁目1番61号
再生債務者 水津慧梨香

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月22日まで

山口地方裁判所岩国支部

令和7年(再イ)第6号

山形県酒田市東泉町2丁目4番地の10
再生債務者 斎藤 秀二

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで

山形地方裁判所酒田支部

令和7年(再イ)第227号

東京都練馬区土支田4-13-7 ピルドス
テージ土支田 2階
再生債務者 柳瀬 伸

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月8日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第236号

大阪府大阪市西区北堀江1-13-6-702
再生債務者 松谷 広輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月8日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第237号

東京都品川区大崎1-18-7-201

- 再生債務者 宇野 碧
- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月8日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第45号

岡山市北区宿558番地 レオパレス小室108号
再生債務者 景山 巧也

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月24日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第11号

沖縄県那覇市首里久場川町1丁目72番地8
再生債務者 本村 輝夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(再イ)第23号

北海道旭川市永山9条13丁目1番7号ベル
コート永山103号

- 再生債務者 山口 美香
- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで

旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第2号

秋田県大館市清水1丁目2番38-2号
再生債務者 近藤 学

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月4日まで

秋田地方裁判所大館支部

令和7年(再イ)第7号

山形県酒田市駅東1丁目5番地の16

- 再生債務者 土門 亮太
- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月4日まで

山形地方裁判所酒田支部

令和7年(再イ)第6号

茨城県日立市相賀町4番12号
再生債務者 鈴木 翔悟

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(再イ)第8号

茨城県日立市久慈町6丁目12番20号
再生債務者 山縣 雄輝

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(再イ)第18号

茨城県土浦市小松3丁目26番26-1号
再生債務者 堀口 哲

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第2号

秋田県大館市清水1丁目2番38-2号

再生債務者

- 近藤 学
- 1 決定年月日時 令和7年7月7日まで
- 2 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再イ)第19号

群馬県伊勢崎市除ヶ町347番地18

再生債務者

- 鈴木 朋大
- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで

4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第149号

神奈川県横浜市鶴見区汐入町3-51-9

再生債務者

- 中村 彩
- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで

4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

東京地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第199号

東京都大田区南馬込6-31-5-405

再生債務者

- 和泉 遼
- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで

4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

東京地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第219号

東京都足立区扇1-27-23

再生債務者

- 平川由紀子
- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで

4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

東京地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第219号

東京都足立区扇1-27-23

再生債務者

- 平川由紀子
- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで

4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

東京地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第231号 東京都練馬区大泉町2-40-2 再生債務者 三原 寛之 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係 令和7年(再イ)第7号 福岡県飯塚市伊岐須845番地12 再生債務者 大塚 忠生 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで 秋田地方裁判所大曲支部
令和7年(再イ)第56号 京都市左京区松ヶ崎御所ノ内町5番地2 再生債務者 藤崎 智史 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月24日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年6月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 令和7年(再イ)第17号 大阪市西区己斐上1丁目6番2-101号 再生債務者 水口 丈士 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで 福岡地方裁判所八女支部個人再生係 令和7年(再イ)第5号 福岡県八女市立花町原島361番地2 再生債務者 横尾 彰謙 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで 新潟地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第439号 大阪市生野区巽南3丁目3番7号 再生債務者 前川吉之助 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(再イ)第8号 熊本県上益城郡益城町大字惣領1679番地3 再生債務者 原田 勇作 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第32号 大阪府茨木市西河原1丁目18番908号 再生債務者 薦野 大介 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(再イ)第16号 熊本市東区新外4丁目8番75号 ジャルダン ヴェール新外105 再生債務者 坂田 典之 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第198号 大阪市浪速区大国1丁目6番13-1108号 再生債務者 多和田勝徳	1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(再イ)第40号 新潟市西区浦山1丁目7番18号 再生債務者 高柳美津江 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第16号 富山市水橋上条新町14番地11 再生債務者 山登 英伸 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月22日まで 富山地方裁判所民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 令和7年（再イ）第14号 香川県木田郡三木町大字氷上2023番地5 再生債務者 藤澤 美恵 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 令和7年（再イ）第14号 高知市仁井田1298番地3 再生債務者 横山 明 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係 令和7年（再イ）第6号 三重県名張市百合が丘東2番町82番地 再生債務者 田中 成輝 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月29日まで 津地方裁判所伊賀支部 令和7年（再イ）第5号 島根県出雲市斐川町上庄原1645番地17 再生債務者 妹尾 寿幸 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月22日まで 松江地方裁判所出雲支部 令和7年（再イ）第13号 香川県木田郡三木町大字田中260番地 再生債務者 鈴木 春子 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和6年（再イ）第428号 東京都町田市大蔵町2943-25 再生債務者 玉那霸美有紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月23日まで 令和7年6月6日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第579号 東京都杉並区天沼3-34-39 再生債務者 武田慧太郎（旧姓小谷） 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月23日まで 令和7年6月6日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第580号 埼玉県川口市鳩ヶ谷本町4-2-22 再生債務者 西澤 武 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月23日まで 令和7年6月6日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第13号 千葉県木更津市請西南2丁目3番地5 スカイガーデン202号室 再生債務者 佐々木のぞみ 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで 令和7年6月10日 千葉地方裁判所木更津支部 令和7年（再イ）第11号 千葉市美浜区幸町2丁目21番21-503号 再生債務者 高橋 明彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで 令和7年6月9日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（再イ）第33号 千葉県船橋市東中山1丁目24番13-303号 再生債務者 新倉 順哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで 令和7年6月9日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（再イ）第10号 東京都町田市高ヶ坂5-3-7 フローラ町田II 12 再生債務者 川名 達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで 令和7年6月9日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第36号 埼玉県朝霞市膝折町4-20-23 再生債務者 齋藤大二郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで 令和7年6月9日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第3号 相模原市中央区並木3丁目8番8号 再生債務者 鴨作 篤 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで 令和7年6月5日 横浜地方裁判所相模原支部 令和6年（再イ）第44号 茨城県水戸市平須町1828番地の62 シティソノベB棟101号 再生債務者 斎藤 健 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで 令和7年6月9日 水戸地方裁判所
--	--	---

令和7年(再イ)第13号 栃木県宇都宮市中岡本町2613番地1 メゾン・ド・フルールⅡC棟 再生債務者 岡田 孝之 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで 令和7年6月9日 宇都宮地方裁判所第1民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月1日まで 令和7年6月10日 盛岡地方裁判所第2民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月1日まで 令和7年6月10日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(再イ)第5号 埼玉県狭山市祇園21番6号 プレジオⅡ-105 再生債務者 西川真喜子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月10日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第7号 川崎市幸区小向西町4丁目26番地1 グランイーグル鹿島田V 503 再生債務者 宇佐美裕基 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで 令和7年6月9日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月1日まで 令和7年6月10日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月1日まで 令和7年6月10日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(再イ)第11号 佐賀市鍋島町大字蛎久50番地 植木団地B6-21 再生債務者 西 典男 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月1日まで 令和7年6月10日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第1号 相模原市中央区小山2丁目9番17号 再生債務者 増田 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで 令和7年6月9日 横浜地方裁判所相模原支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月1日まで 令和7年6月10日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月10日 釧路地方裁判所帶広支部再生係	令和7年(再イ)第2号 静岡県富士市五貫島1074番地の1 再生債務者 本木 威達 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月10日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第27号 名古屋市瑞穂区神前町2丁目26番地の2 チエリープロッサム新瑞橋302号 再生債務者 川上 藍 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで 令和7年6月9日 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月1日まで 令和7年6月10日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月9日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第5号 滋賀県湖南市サイドタウン2丁目5番12号 再生債務者 中村 和浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月10日 大津地方裁判所民事部再生係
令和7年(再イ)第2号 盛岡市東見前8地割72番地1 再生債務者 東 貴幸	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月1日まで 令和7年6月10日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで 令和7年6月10日 釧路地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第17号 京都市西京区桂池尻町144番地3 再生債務者 藤岡 夕子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月10日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第10号 佐賀県小城市小城町721番地8 プロスバータウン小城C 102号 再生債務者 中原 聰太			

令和6年(再イ)第11号
熊本県八代市植柳下町1362番地1
再生債務者 岩崎 芳宏

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月24日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月24日まで

令和7年6月10日 熊本地方裁判所八代支部

令和7年(再イ)第1号

神戸市中央区熊内町5丁目11番14号

再生債務者 西田慎太郎

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月30日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで

令和7年6月9日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第128号

北九州市八幡西区若葉3丁目9番32号

再生債務者 川越 洋輔

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月30日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで

令和7年6月9日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第8号

秋田市茨島4丁目18番6号

再生債務者 小野 剛

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月1日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月1日まで

令和7年6月10日

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第10号

岡山県倉敷市老松町5丁目608番地5

再生債務者 丸瀬由太郎

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月1日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月1日まで

令和7年6月10日 岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再イ)第4号

北九州市小倉南区八重洲町11番7-405号(前
住所) 宮崎県日南市岩崎1丁目11番3-204
号

再生債務者 恒松 美紗

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月1日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月1日まで

令和7年6月10日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第7号

高知市南河ノ瀬町298番地1
再生債務者 伊藤 利佳

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月8日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで

令和7年6月10日 高知地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第4号

宮崎市吉村町太田ヶ島甲410番地3 サン
ジェルマンⅢ301号室
再生債務者 三原 秀紀

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月8日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月8日まで

令和7年6月10日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**小規模個人再生による再生手
続廃止**

令和6年(再イ)第51号
兵庫県明石市北王子町2番44号
再生債務者 和田 哲弥

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法
237条1項に定める事由がある。

令和7年6月9日

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和6年(再イ)第52号

兵庫県明石市北王子町2番44号
再生債務者 和田 愛加

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法
237条1項に定める事由がある。

令和7年6月9日

神戸地方裁判所明石支部再生係

**給与所得者等再生による再生
手続開始**

令和7年(再口)第1号

埼玉県所沢市大字上山口1509番地の18
再生債務者 小山久志郎

1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時

2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令
和7年7月22日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再口)第2号

群馬県前橋市富士見町小暮479番地16
再生債務者 高橋 雄貴

1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時

2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令
和7年8月12日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再口)第2号

宮崎市大字芳土3593番地4
再生債務者 井上 聖子

1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時30
分

2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令
和7年7月30日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取**

令和6年(再口)第4号

茨城県北茨城市平潟町746番地50
再生債務者 渡邊 真司

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月
26日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年6月30日まで
令和7年6月9日 水戸地方裁判所日立支部

令和7年(再口)第1号

岐阜県本巣郡北方町高屋条里2丁目80番地の
1
再生債務者 田中 雄大

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月
4日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年6月30日まで
令和7年6月9日 岐阜地方裁判所

令和7年(再口)第1号

滋賀県甲賀市甲南町新治2092番地-203号
再生債務者 中嶋 保

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月
30日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年7月8日まで
令和7年6月10日

大津地方裁判所民事部再生係
**給与所得者等再生による再生
計画認可**

令和6年(再口)第2号

沖縄県中頭郡西原町字小那覇287番地
再生債務者 新川 恭司

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年5月29までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年6月9日 那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(再口)第4号

富山市東岩瀬町559番地
再生債務者 金井 英大

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年6月までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年6月10日 富山地方裁判所民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあるので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和6年(チ)第2号

香川県高松市多肥上町2138番地2

申立人 藤川 弘子
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 香川県丸亀市本町128番地

所在等不明共有者 枝本 讓

届出期間満了日 令和7年10月31日

令和7年5月30日 高松地方裁判所丸亀支部
(別紙) 物件目録

1 所在 丸亀市川西町南字木村

地番 甲70番2

地目 畑

地積 16平方メートル

所在等不明共有者の持分 48分の1

2 所在 丸亀市川西町南字木村

地番 甲70番7

地目 宅地

地積 8.20平方メートル

所在等不明共有者の持分 48分の1

3 所在 丸亀市川西町南字木村

地番 甲71番1

地目 宅地

地積 504.73平方メートル

所在等不明共有者の持分 48分の1

4 所在 丸亀市川西町南字木村
地番 甲71番2
地目 宅地
地積 185.51平方メートル
所在等不明共有者の持分 48分の1

5 所在 丸亀市川西町南字木村
地番 甲71番6
地目 畑
地積 126平方メートル
所在等不明共有者の持分 48分の1

6 所在 丸亀市川西町南字木村
地番 甲71番7
地目 公衆用道路
地積 29平方メートル
所在等不明共有者の持分 48分の1

7 所在 丸亀市川西町南字木村
地番 甲71番8
地目 公衆用道路
地積 8.97平方メートル
所在等不明共有者の持分 48分の1

8 所在 丸亀市川西町南字木村
地番 甲72番2
地目 宅地
地積 117.40平方メートル
所在等不明共有者の持分 48分の1

9 所在 丸亀市川西町南字木村
地番 甲72番3
地目 宅地
地積 197.89平方メートル
所在等不明共有者の持分 48分の1

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあるので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和6年(チ)第4号

山形県山形市松波2丁目8-1

申立人 山形県

住所・居所 いずれも不明

(不動産登記記録上の住所) いずれも不明

共有者 土門 九助 外2名

届出期間満了日 令和7年8月8日

令和7年6月2日 山形地方裁判所酒田支部

(別紙) 物件目録
所在 酒田市北沢字鍋倉
地番 61番2
地目 山林
地積 687平方メートル

令和7年(チ)第3号

福島県福島市杉妻町2番16号

申立人 福島県

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 田村郡三春町字北町28番地

所有者 亡増子昭五相続財産

届出期間満了日 令和7年8月5日

令和7年6月3日 福島地方裁判所郡山支部

(別紙) 物件目録

所在 田村市常葉町常葉字館

地番 62番

地目 畑

地積 397平方メートル

令和7年(チ)第2号

静岡市駿河区小坂1315番地の1

申立人 小坂部農会

住所・居所 不明

所有者 農事実行組合小坂部農会

届出期間満了日 令和7年8月4日

令和7年6月4日 静岡地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 静岡市駿河区小坂字谷口

地番 1383番1

地目 宅地

地積 370.24平方メートル

令和7年(チ)第5号

滋賀県彦根市大藪町30番地10号

申立人 柴田真寿美

住所・居所 不明

(亡西川花子の最後の住所) 滋賀県彦根市石寺町713番地

(不動産登記記録上の住所) 蒲生郡安土町大字下豊浦50番地の63

所有者 亡西川花子相続財産

届出期間満了日 令和7年7月30日

令和7年5月30日 大津地方裁判所彦根支部

(別紙) 物件目録
所在 彦根市石寺町字里ノ西
地番 1331番3
地目 畑
地積 148平方メートル

令和7年(チ)第3号

大阪市北区天満1丁目5番2号

申立人 株式会社トウバンテック

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 大阪市北区梅ヶ枝町80番地梅新東ビル

所有者 ミツヤ興産株式会社

届出期間満了日 令和7年8月1日

令和7年6月4日 大阪地方裁判所堺支部

(別紙) 物件目録

所在 柏原市旭ヶ丘二丁目

地番 371番10

地目 宅地

地積 79.79平方メートル

令和7年(チ)第1号

香川県高松市丸の内2番5号

申立人 四国電力送配電株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 不明

所有者 伊藤 熊治

届出期間満了日 令和7年8月4日

令和7年6月3日 松山地方裁判所今治支部

(別紙) 物件目録

1 所在 今治市蒼社町二丁目

地番 43番2

地目 畑

地積 89平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあるので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年6月18日 水曜日

令和7年(子)第4号	石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 申立人 内灘町長 生田 勇人 住所・居所 不明 (亡平山信之の最後の住所) 石川県河北郡内灘町字宮坂木60番地1 所有者 亡平山信之相続財産	届出期間満了日 令和7年7月30日 令和7年5月30日 金沢地方裁判所 (別紙) 物件目録 所在 河北郡内灘町字宮坂木60番地1 家屋番号 60番1 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 90.72平方メートル 2階 51.84平方メートル
令和7年(子)第18号	石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地 申立人 七尾市長 茶谷 義隆 住所・居所 不明 (最後の住所) 石川県七尾市大田町百二部28 番地1 不明所有者 亡山下博相続財産 (別紙) 物件目録 (主である建物の表示)	届出期間満了日 令和7年7月31日 令和7年5月30日 金沢地方裁判所七尾支部 横浜市鶴見区生麦1丁目3番2九号 代表取締役 二宮 一也 横浜市鶴見区安善町1丁目1番地の五 (乙) 株式会社横浜工作所 代表取締役 二宮 一也 横浜市鶴見区安善町1丁目1番地の五 (乙) 株式会社安善ドック 代表取締役 二宮 一也
1 所在 七尾市大田町百二部28番地1	家屋番号 21番1 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 194.81平方メートル (附属建物の表示)	令和7年6月十八日 横浜市鶴見区安善町1丁目1番地の五 (乙) 株式会社安善ドック 代表取締役 二宮 一也 横浜市鶴見区安善町1丁目1番地の五 (乙) 株式会社横浜工作所 代表取締役 二宮 一也 横浜市鶴見区安善町1丁目1番地の五 (乙) 株式会社安善ドック 代表取締役 二宮 一也 横浜市鶴見区安善町1丁目1番地の五 (乙) 株式会社横浜工作所 代表取締役 二宮 一也 横浜市鶴見区安善町1丁目1番地の五 (乙) 株式会社安善ドック 代表取締役 二宮 一也
令和7年(子)第4号	静岡県静岡市葵区春日2丁目1番18号 申立人 外岡 篤宣 住所・居所 不明 所有者 不明	届出期間満了日 令和7年8月8日 令和7年6月4日 静岡地方裁判所 届出期間満了日 令和7年8月8日 令和7年6月4日 静岡地方裁判所 (N) 揭載頁 八十五頁(印外第一二九号) 掲載頁 八十五頁(印外第一二九号) 掲載頁 十頁

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十九万九千六百九十九円、資本準備金の額を三億二千四百九十九万九千百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://idein.jp>

令和七年六月十八日

東京都千代田区神田神保町一丁目四番地一三

Idein株式会社

代表取締役 中村 晃一

代表取締役 中村 晃一

標準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月十日を基準日と定め、同

日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式二百株を二千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公

告します。

令和七年六月十八日

大阪市北区松ヶ枝町二番三号

株式会社ライフテック

代表取締役 川上 雅之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公

告します。

令和七年六月十八日

東京都新宿区西新宿七丁目一一番一八号7

株式会社日本共同システム

代表取締役 尾越 達男

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公

告します。

令和七年六月十八日

大阪府堺市西区太平寺五三三番地

大洋リース株式会社

代表取締役 大仲 孝明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鈴木関香が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年六月十八日

埼玉県入間郡三芳町上富八六番地三

ヒロ・フレード・パッケージス・マニュ

ファクトチューリング・エスディーエヌ・

ビーエイチディー

日本における代表者 鈴木 閑香

限定期承認公告

本籍東京都練馬区春日町四丁目七番、最後の

住所東京都練馬区田柄五一一三一二四テラス

ハウス七号 被相続人 亡 高石 幸夫

右被相続人は令和七年三月九日死亡し、その相

続人は令和七年五月五日東京家庭裁判所にて限定

承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、

本公告掲載の翌日から一箇月以内にお

をして下さい。右期間内にお申し出がないときは

弁済から除斥します。

令和七年六月十八日

東京都練馬区田柄五一一三一二四テラスハ

限定承認者 高石 成

限定期承認公告

本籍奈良県奈良市三条町五四三番地、最後の

住所奈良県山辺郡山添村大字箕輪一〇五九番

地 被相続人 亡 今西 满代

右被相続人は令和六年一月五日死亡し、その相

続人は令和七年六月十六日奈良家庭裁判所にて限

定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者

は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお

し出をして下さい。右期間内にお申し出がないと

きは弁済から除斥します。

令和七年六月十八日

奈良県奈良市北京終町三六番地八

限定承認者 寅垣内すが

限定期承認公告

本籍広島県尾道市吉和町四八一八番地三、最

後の住所広島県福山市木の庄町一丁目一八番

一三一四〇一号 被相続人 亡 前田 信代

右被相続人は令和四年十月一日死亡し、その相

続人は令和七年六月四日広島家庭裁判所福山支部

にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び

受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお

し出をして下さい。右期間内にお申し出がないと

きは弁済から除斥します。

令和七年六月十八日

東京都北区滝野川七丁目三八番二三号ア一

正誤
令和七年六月十八日

広島県三原市城町二丁目八番一號三原駅前
ビル四F 大名法律事務所
相続財産清算人村上千景

右代理人 弁護士 大名 浩
被相続人 亡 西田 義信

限定期承認公告

本籍福岡県大野城市上大利三丁目六八番地

二、最後の住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多

一七七番地八 特別養護老人ホーム新多園

被相続人 亡 西田 義信

限定期承認公告

本籍福岡県大野城市上大利三丁目六八番地

二、最後の住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多

一七七番地八 特別養護老人ホーム新多園

被相続人 亡 西田 義信

限定期承認公告

本籍福岡県大野城市上大利三丁目六八番地

二、最後の住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多

一七七番地八 特別養護老人ホーム新多園

被相続人 亡 西田 義信

限定期承認公告

本籍福岡県大野城市上大利三丁目六八番地

二、最後の住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多

一七七番地八 特別養護老人ホーム新多園

被相続人 亡 西田 義信

限定期承認公告

本籍福岡県大野城市上大利三丁目六八番地

二、最後の住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多

一七七番地八 特別養護老人ホーム新多園

被相続人 亡 西田 義信

限定期承認公告

本籍福岡県大野城市上大利三丁目六八番地

二、最後の住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多

一七七番地八 特別養護老人ホーム新多園

被相続人 亡 西田 義信

限定期承認公告

本籍福岡県大野城市上大利三丁目六八番地

二、最後の住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多

一七七番地八 特別養護老人ホーム新多園

被相続人 亡 西田 義信

限定期承認公告

本籍福岡県大野城市上大利三丁目六八番地

二、最後の住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多

一七七番地八 特別養護老人ホーム新多園

被相続人 亡 西田 義信

限定期承認公告

本籍福岡県大野城市上大利三丁目六八番地

二、最後の住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多

一七七番地八 特別養護老人ホーム新多園

被相続人 亡 西田 義信

(原稿誤り)
二五一页上段改正後欄終りから一行目は次のとおりの誤り。
（原稿誤り）

二五一页上段改正後欄終りから一行目は次のとおりの誤り。

二五一页上段改正後欄終りから一行目は次のとおりの誤り。